

投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2022.10.22

アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年4月22日に関東財務局長に提出しており、2022年4月23日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
（1）【ファンドの名称】	1
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】	1
（3）【発行（売出）価額の総額】	1
（4）【発行（売出）価格】	1
（5）【申込手数料】	1
（6）【申込単位】	1
（7）【申込期間】	1
（8）【申込取扱場所】	2
（9）【払込期日】	2
（10）【払込取扱場所】	2
（11）【振替機関に関する事項】	2
（12）【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	43
第3【ファンドの経理状況】	49
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	62
第三部【委託会社等の情報】	63
第1【委託会社等の概況】	63
約款	93

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）
（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2022年4月23日から2023年4月21日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド	あり
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
	年 6 回 (隔月)	欧州		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 12 回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	投資信託証券 (マザーファンド) を通じて、主として債券 (一般*) に投資する。 *一般とは、公債* ¹ 、社債* ² 、その他債券* ³ 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年 12 回 (毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年 12 回 (毎月) 決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 1 公債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。) に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 社債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 3 その他債券・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色



日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし分散投資を行います。

◆ ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

■ マザーファンドの現在の投資先 (2022年7月29日現在)



※主要投資対象国・地域は外務省が定義する「アジア」から選定しております。

※資金管理目的で、主要投資対象国・地域以外のソブリン債券(米国債券等)に一部投資することもあります。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

※マザーファンドについては、ファミリーファンド方式の説明箇所をご参照ください。

◆ 自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。

● 米ドル建債券等の外国通貨建債券に投資した場合には、原則として、実質的に債券発行国(アジア諸国・地域)の自国通貨建となるようにマザーファンドで為替取引を行います。

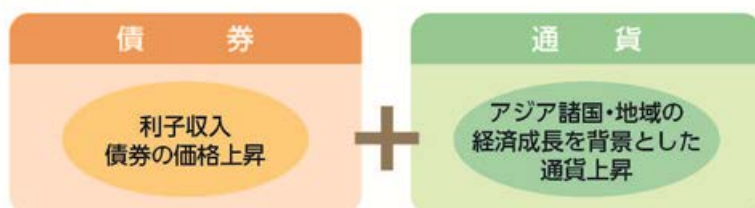
重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色

2

ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 主な収益の源泉



- ◆ 金利水準・金利見通し・為替見通し・信用力等を考慮し、投資を行います。
債券投資から得られる利子収入と経済成長を背景とした通貨上昇期待の高い国・地域への投資配分を高めます。
- ◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色

3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

- ◆ 基準価額水準や分配対象収益を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



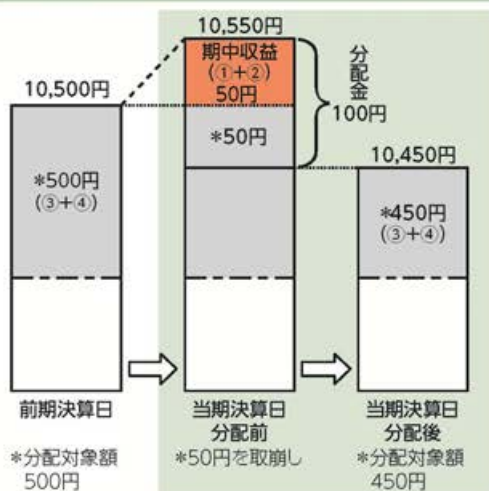
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

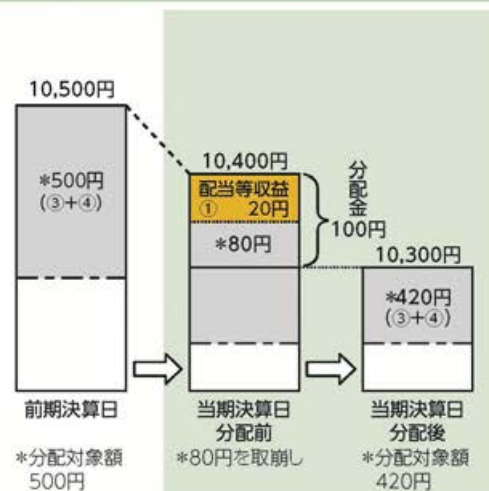
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



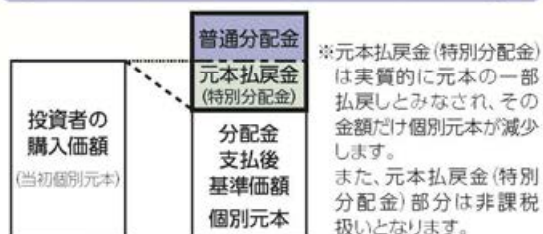
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

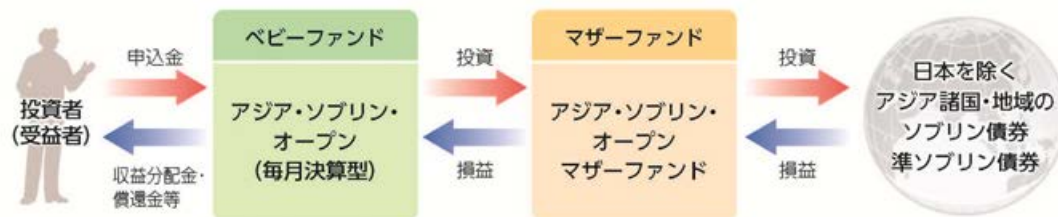


普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
同一企業が発行する債券への投資	同一企業が発行する債券への実質投資は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。
同一国・地域が発行する債券への投資	同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。

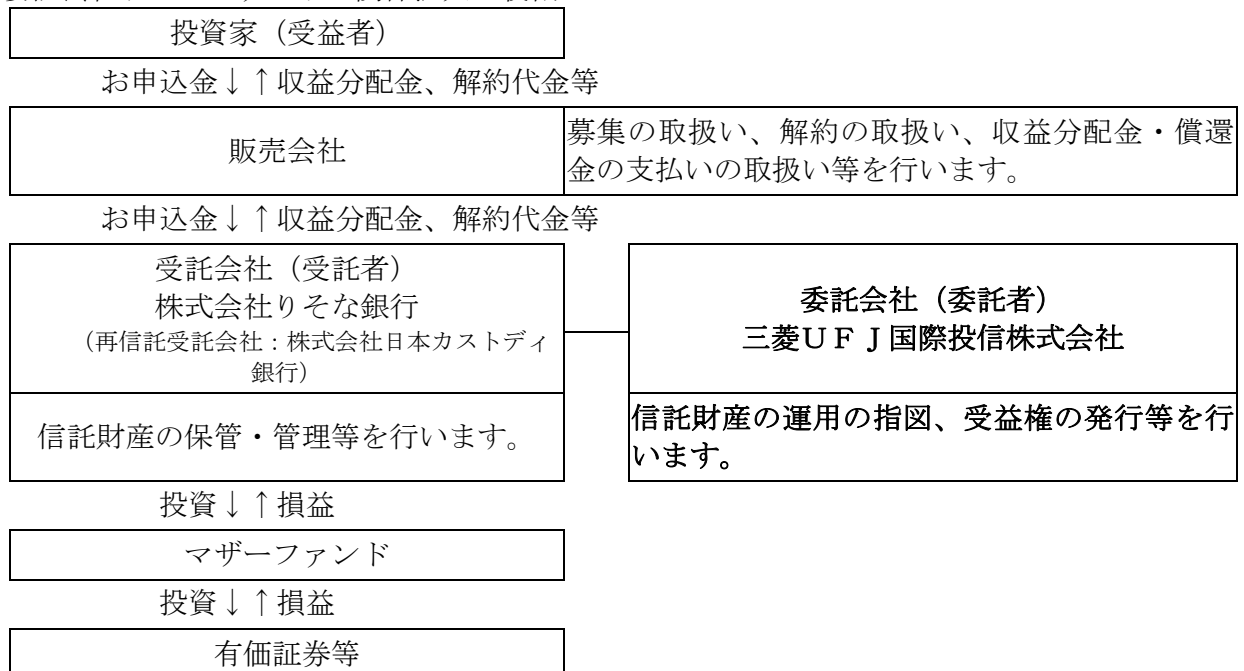
(2) 【ファンドの沿革】

2009年9月28日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022 年 7 月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
- ・設立年月日
1985 年 8 月 1 日
- ・資本金
2,000 百万円
- ・沿革
1997 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015 年 7 月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581 株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファミリーファンド方式により、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b. マザーファンド受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。
- c. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - （a）ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35% 以内とします。
 - （b）同一企業が発行する債券への実質投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - （c）同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産

総額の 35%以内とします。

- d. 債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- e. 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- f. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- g. 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、(5) 投資制限<信託約款に定められた投資制限>の⑧ないし⑩および⑬に定めるものに限りま。
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたアジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りま。）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. からk. の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- u. 外国の者に対する権利でt. の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. およびq. の証券または証書のうちa. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からf. までの証券ならびにl.、n. の証券のうち投資法人債券およびq. の証券または証書のうちb. からf. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券およびn. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でe. の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からf. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

- a. 先物取引等
- b. スワップ取引
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引
- d. 直物為替先渡取引

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

－運用の基本方針－

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。

② ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ. ソブリン債券以外への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。

ロ. 同一企業が発行する債券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

ハ. 同一国・地域が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。

③ 債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）の組入比率は、原則として高位を保ちます。

④ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

⑤ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑥ 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(2) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(5) 有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。

(6) スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

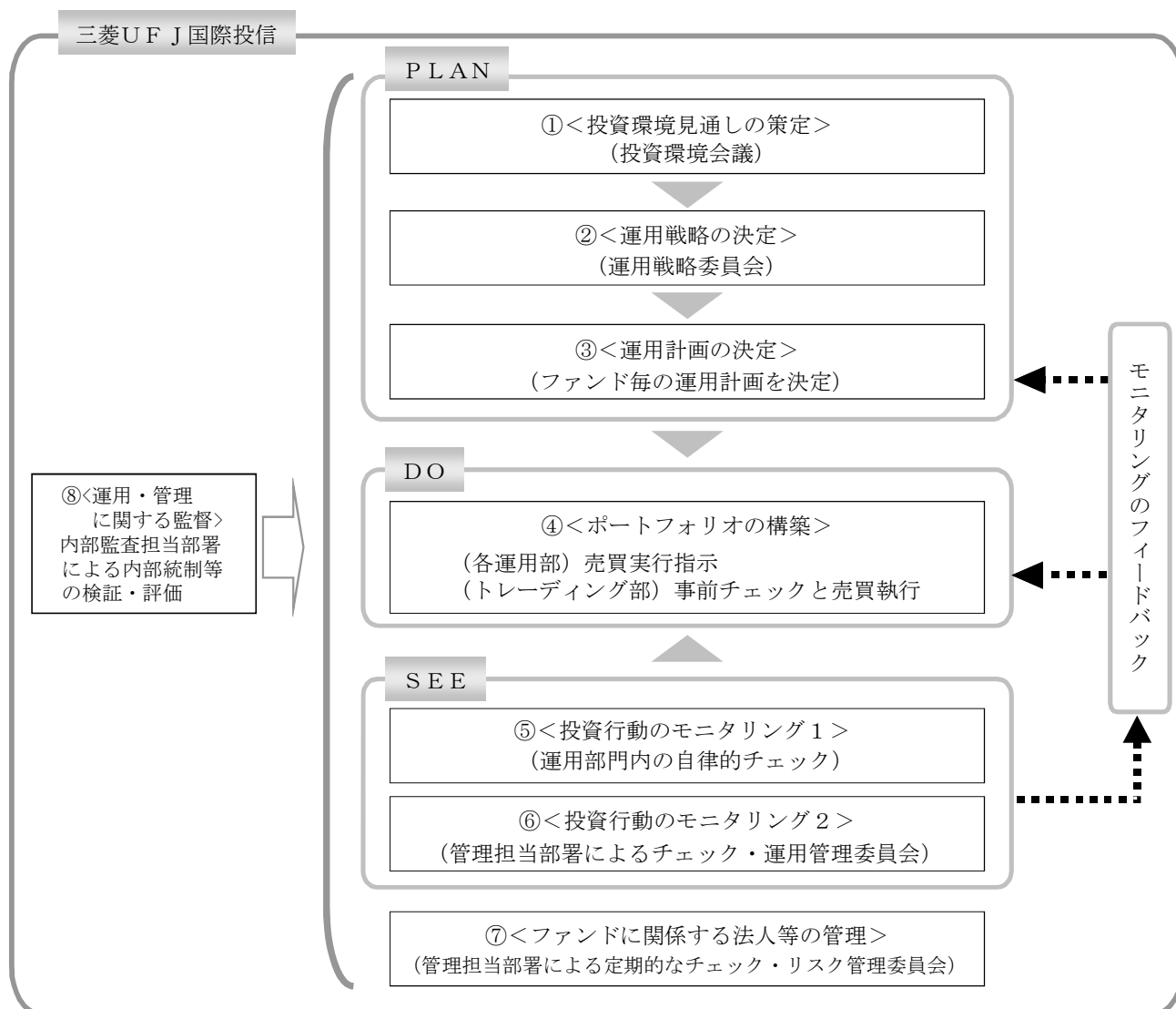
(7) 直物為替先渡取引は、約款第 28 条の範囲で行います。

(8) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎月 22 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日（2009 年 10 月 22 日）は分配を行いません。第 2 期の決算日（2009 年 11 月 24 日）から収益分配方針に基づいて分配を開始します。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信

託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③ 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

④ 投資信託証券への投資

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 信用取引の指図範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(a) 信託財産に属する株券

(b) 株式分割により取得する株券

(c) 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

⑧ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品

で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下 d. において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下 d. において同じ。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下 d. において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. d. においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- f. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- g. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑫ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑬ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭ 公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し

または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

- b. 売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとしします。

⑮ 公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしします。
- b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑯ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑰ 外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。

⑱ 直物為替先渡取引の運用指図・目的

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するものとしします。
- d. 委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

⑲ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

きます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑳ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 為替変動リスク

ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域の通貨建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下

落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

③ 信用リスク（デフォルト・リスク）

債券発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

ファンドは、投資適格債（B B B 格相当以上の債券）のほか、投資適格債の格付けを下回る「B B 格相当以下の債券」も投資対象とします。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑤ カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a. 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b. 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c. 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- d. 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑥ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑦ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑧ その他の主な留意点

- a. ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引を利用する場合があります。直物為替先渡取引の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- b. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 30 億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

- d. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金が行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- e. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- f. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年8月末～2022年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年8月末～2022年7月末)



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の 0.3% が差引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.65%（税抜 1.50%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.86%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.60%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特

別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2022年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)】

(1)【投資状況】

令和4年7月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,545,081,847	99.70
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	4,684,672	0.30
純資産総額		1,549,766,519	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	アジア・ソブリン・オープン マザーファンド	651,520,914	2.3890	1,556,483,464	2.3715	1,545,081,847	99.70

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和4年7月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.70
合計	99.70

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第35 計算期間末日	(平成24年 8月22日)	7,399,574,745	7,442,233,116	8,673	8,723
第36 計算期間末日	(平成24年 9月24日)	7,303,032,711	7,344,993,521	8,702	8,752
第37 計算期間末日	(平成24年10月22日)	7,351,867,068	7,376,586,315	8,922	8,952
第38 計算期間末日	(平成24年11月22日)	7,126,874,910	7,149,842,694	9,309	9,339
第39 計算期間末日	(平成24年12月25日)	6,765,091,701	6,786,241,961	9,596	9,626
第40 計算期間末日	(平成25年 1月22日)	6,441,180,001	6,459,936,337	10,302	10,332
第41 計算期間末日	(平成25年 2月22日)	6,420,634,723	6,438,736,609	10,641	10,671
第42 計算期間末日	(平成25年 3月22日)	6,371,127,189	6,388,716,573	10,866	10,896
第43 計算期間末日	(平成25年 4月22日)	6,275,235,379	6,307,934,509	11,514	11,574
第44 計算期間末日	(平成25年 5月22日)	6,813,861,623	6,848,652,154	11,751	11,811
第45 計算期間末日	(平成25年 6月24日)	6,126,900,887	6,162,441,452	10,344	10,404
第46 計算期間末日	(平成25年 7月22日)	6,134,115,740	6,169,120,942	10,514	10,574
第47 計算期間末日	(平成25年 8月22日)	5,516,100,434	5,550,033,444	9,754	9,814
第48 計算期間末日	(平成25年 9月24日)	5,439,666,918	5,472,401,902	9,970	10,030
第49 計算期間末日	(平成25年10月22日)	5,304,260,734	5,335,935,254	10,048	10,108
第50 計算期間末日	(平成25年11月22日)	5,263,660,969	5,294,963,057	10,089	10,149
第51 計算期間末日	(平成25年12月24日)	5,154,180,889	5,184,412,146	10,230	10,290
第52 計算期間末日	(平成26年 1月22日)	5,083,847,452	5,113,936,446	10,138	10,198
第53 計算期間末日	(平成26年 2月24日)	4,948,647,195	4,978,404,681	9,978	10,038
第54 計算期間末日	(平成26年 3月24日)	4,896,533,875	4,925,967,947	9,981	10,041
第55 計算期間末日	(平成26年 4月22日)	5,113,510,846	5,143,755,895	10,144	10,204
第56 計算期間末日	(平成26年 5月22日)	5,065,529,762	5,095,405,214	10,173	10,233
第57 計算期間末日	(平成26年 6月23日)	4,780,744,692	4,809,082,610	10,122	10,182
第58 計算期間末日	(平成26年 7月22日)	4,779,859,041	4,808,107,608	10,152	10,212
第59 計算期間末日	(平成26年 8月22日)	4,859,132,594	4,887,411,395	10,310	10,370
第60 計算期間末日	(平成26年 9月22日)	4,501,626,781	4,527,050,158	10,624	10,684
第61 計算期間末日	(平成26年10月22日)	4,473,548,238	4,499,225,937	10,453	10,513
第62 計算期間末日	(平成26年11月25日)	4,662,647,076	4,687,210,415	11,389	11,449
第63 計算期間末日	(平成26年12月22日)	4,497,385,211	4,521,331,184	11,269	11,329
第64 計算期間末日	(平成27年 1月22日)	4,444,014,033	4,467,597,296	11,306	11,366
第65 計算期間末日	(平成27年 2月23日)	4,346,182,948	4,369,361,496	11,251	11,311
第66 計算期間末日	(平成27年 3月23日)	4,364,601,428	4,388,072,349	11,157	11,217

第 67 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 22 日)	4, 433, 510, 521	4, 457, 133, 156	11, 261	11, 321
第 68 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 22 日)	4, 413, 291, 736	4, 436, 941, 850	11, 196	11, 256
第 69 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	4, 393, 181, 613	4, 416, 884, 794	11, 120	11, 180
第 70 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 22 日)	4, 390, 197, 017	4, 413, 987, 769	11, 072	11, 132
第 71 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 24 日)	3, 900, 759, 208	3, 923, 483, 133	10, 300	10, 360
第 72 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	3, 673, 455, 809	3, 695, 730, 333	9, 895	9, 955
第 73 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 22 日)	3, 790, 533, 390	3, 812, 848, 983	10, 192	10, 252
第 74 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 24 日)	3, 786, 232, 534	3, 808, 269, 252	10, 309	10, 369
第 75 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 22 日)	3, 591, 173, 678	3, 612, 492, 226	10, 107	10, 167
第 76 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 22 日)	3, 414, 678, 806	3, 435, 837, 652	9, 683	9, 743
第 77 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	3, 283, 952, 567	3, 304, 961, 227	9, 379	9, 439
第 78 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	3, 371, 929, 675	3, 392, 912, 464	9, 642	9, 702
第 79 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 22 日)	3, 333, 761, 877	3, 354, 646, 001	9, 578	9, 638
第 80 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 23 日)	3, 231, 806, 847	3, 252, 657, 530	9, 300	9, 360
第 81 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 22 日)	3, 086, 968, 740	3, 107, 651, 753	8, 955	9, 015
第 82 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 22 日)	3, 126, 464, 712	3, 146, 873, 917	9, 191	9, 251
第 83 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	2, 982, 907, 132	3, 003, 244, 964	8, 800	8, 860
第 84 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 23 日)	2, 924, 422, 530	2, 944, 466, 138	8, 754	8, 814
第 85 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 24 日)	2, 934, 034, 338	2, 954, 023, 507	8, 807	8, 867
第 86 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 22 日)	2, 910, 234, 445	2, 930, 059, 772	8, 808	8, 868
第 87 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 22 日)	3, 016, 630, 649	3, 036, 152, 759	9, 271	9, 331
第 88 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 23 日)	2, 924, 050, 852	2, 943, 439, 029	9, 049	9, 109
第 89 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 22 日)	2, 906, 385, 424	2, 925, 652, 892	9, 051	9, 111
第 90 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 22 日)	2, 871, 308, 704	2, 890, 472, 320	8, 990	9, 050
第 91 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 24 日)	2, 834, 208, 856	2, 853, 361, 845	8, 879	8, 939
第 92 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	2, 868, 944, 482	2, 887, 989, 120	9, 039	9, 099
第 93 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 22 日)	2, 862, 256, 323	2, 881, 232, 736	9, 050	9, 110
第 94 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 24 日)	2, 831, 343, 926	2, 850, 187, 685	9, 015	9, 075
第 95 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 22 日)	2, 790, 563, 728	2, 809, 552, 273	8, 818	8, 878
第 96 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 22 日)	2, 894, 278, 900	2, 913, 309, 137	9, 125	9, 185
第 97 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 23 日)	2, 801, 306, 900	2, 819, 739, 020	9, 119	9, 179
第 98 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 22 日)	2, 784, 436, 698	2, 802, 976, 954	9, 011	9, 071
第 99 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 22 日)	2, 821, 721, 988	2, 840, 222, 912	9, 151	9, 211
第 100 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	2, 759, 939, 921	2, 778, 237, 534	9, 050	9, 110
第 101 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 22 日)	2, 614, 565, 747	2, 632, 820, 616	8, 594	8, 654
第 102 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 22 日)	2, 512, 285, 242	2, 530, 195, 265	8, 416	8, 476
第 103 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 23 日)	2, 533, 909, 788	2, 551, 850, 771	8, 474	8, 534
第 104 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 22 日)	2, 497, 387, 779	2, 515, 326, 212	8, 353	8, 413
第 105 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 22 日)	2, 427, 209, 332	2, 445, 079, 915	8, 149	8, 209
第 106 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 23 日)	2, 388, 850, 033	2, 406, 613, 814	8, 069	8, 129
第 107 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 22 日)	2, 341, 364, 963	2, 359, 057, 696	7, 940	8, 000

第 108 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 25 日)	2, 311, 648, 701	2, 329, 122, 373	7, 938	7, 998
第 109 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 22 日)	2, 252, 633, 236	2, 270, 103, 464	7, 736	7, 796
第 110 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 22 日)	2, 290, 433, 639	2, 307, 816, 653	7, 906	7, 966
第 111 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 25 日)	2, 221, 247, 661	2, 238, 353, 728	7, 791	7, 851
第 112 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 22 日)	2, 228, 660, 355	2, 240, 101, 263	7, 792	7, 832
第 113 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 22 日)	2, 261, 548, 756	2, 272, 915, 688	7, 958	7, 998
第 114 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 22 日)	2, 256, 265, 164	2, 267, 534, 723	8, 008	8, 048
第 115 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	2, 264, 344, 774	2, 275, 588, 576	8, 055	8, 095
第 116 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 22 日)	2, 195, 799, 583	2, 207, 047, 655	7, 809	7, 849
第 117 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 24 日)	2, 220, 257, 483	2, 231, 544, 117	7, 869	7, 909
第 118 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	2, 258, 236, 594	2, 269, 463, 698	8, 046	8, 086
第 119 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 22 日)	2, 198, 717, 841	2, 209, 889, 149	7, 873	7, 913
第 120 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 24 日)	2, 214, 199, 092	2, 225, 325, 401	7, 960	8, 000
第 121 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 23 日)	2, 217, 900, 596	2, 228, 916, 286	8, 054	8, 094
第 122 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 22 日)	2, 171, 061, 196	2, 181, 860, 757	8, 041	8, 081
第 123 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 23 日)	2, 148, 458, 489	2, 159, 072, 605	8, 097	8, 137
第 124 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 22 日)	2, 142, 415, 965	2, 152, 885, 846	8, 185	8, 225
第 125 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 25 日)	2, 371, 242, 782	2, 382, 779, 984	8, 221	8, 261
第 126 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	2, 168, 712, 683	2, 180, 253, 548	7, 517	7, 557
第 127 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 22 日)	2, 186, 794, 834	2, 194, 039, 435	7, 546	7, 571
第 128 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 22 日)	2, 242, 267, 582	2, 249, 479, 716	7, 773	7, 798
第 129 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	2, 217, 136, 811	2, 224, 231, 966	7, 812	7, 837
第 130 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 22 日)	2, 218, 956, 792	2, 225, 970, 415	7, 909	7, 934
第 131 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 24 日)	2, 184, 948, 871	2, 191, 859, 888	7, 904	7, 929
第 132 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	2, 169, 219, 729	2, 176, 107, 756	7, 873	7, 898
第 133 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 22 日)	2, 162, 899, 609	2, 169, 744, 726	7, 899	7, 924
第 134 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 24 日)	2, 160, 216, 070	2, 166, 975, 430	7, 990	8, 015
第 135 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 22 日)	2, 108, 198, 856	2, 114, 809, 552	7, 973	7, 998
第 136 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 22 日)	2, 094, 846, 513	2, 101, 407, 111	7, 983	8, 008
第 137 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	2, 089, 581, 407	2, 096, 104, 543	8, 008	8, 033
第 138 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	2, 065, 265, 515	2, 071, 762, 376	7, 947	7, 972
第 139 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 22 日)	2, 031, 115, 365	2, 037, 571, 225	7, 865	7, 890
第 140 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 24 日)	2, 035, 267, 845	2, 041, 647, 100	7, 976	8, 001
第 141 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 22 日)	2, 022, 165, 548	2, 028, 473, 970	8, 014	8, 039
第 142 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 26 日)	1, 981, 837, 521	1, 988, 081, 880	7, 935	7, 960
第 143 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 23 日)	1, 953, 184, 497	1, 959, 404, 274	7, 851	7, 876
第 144 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 22 日)	1, 915, 498, 407	1, 921, 614, 633	7, 830	7, 855
第 145 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 22 日)	1, 947, 822, 903	1, 953, 876, 950	8, 043	8, 068
第 146 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	1, 900, 455, 698	1, 906, 373, 830	8, 028	8, 053
第 147 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 22 日)	1, 554, 984, 869	1, 559, 850, 637	7, 989	8, 014
第 148 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 24 日)	1, 517, 500, 123	1, 522, 291, 289	7, 918	7, 943

第 149 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 22 日)	1, 515, 266, 041	1, 520, 037, 361	7, 939	7, 964
第 150 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	1, 542, 022, 892	1, 546, 767, 034	8, 126	8, 151
第 151 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 22 日)	1, 577, 384, 531	1, 582, 077, 541	8, 403	8, 428
第 152 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 23 日)	1, 517, 705, 161	1, 522, 409, 950	8, 065	8, 090
第 153 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 22 日)	1, 582, 538, 414	1, 587, 232, 942	8, 428	8, 453
第 154 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 22 日)	1, 563, 401, 158	1, 568, 044, 269	8, 418	8, 443
令和 3 年 7 月末日		1, 965, 067, 862	—	7, 872	—
8 月末日		1, 964, 221, 752	—	7, 973	—
9 月末日		1, 938, 615, 925	—	7, 952	—
10 月末日		1, 949, 374, 948	—	8, 047	—
11 月末日		1, 879, 416, 968	—	7, 974	—
12 月末日		1, 568, 919, 639	—	8, 081	—
令和 4 年 1 月末日		1, 530, 760, 817	—	7, 986	—
2 月末日		1, 518, 160, 963	—	7, 960	—
3 月末日		1, 554, 347, 919	—	8, 262	—
4 月末日		1, 558, 188, 183	—	8, 319	—
5 月末日		1, 540, 431, 966	—	8, 178	—
6 月末日		1, 578, 468, 440	—	8, 426	—
7 月末日		1, 549, 766, 519	—	8, 354	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 35 計算期間	50 円
第 36 計算期間	50 円
第 37 計算期間	30 円
第 38 計算期間	30 円
第 39 計算期間	30 円
第 40 計算期間	30 円
第 41 計算期間	30 円
第 42 計算期間	30 円
第 43 計算期間	60 円
第 44 計算期間	60 円
第 45 計算期間	60 円
第 46 計算期間	60 円
第 47 計算期間	60 円
第 48 計算期間	60 円
第 49 計算期間	60 円
第 50 計算期間	60 円

第 51 計算期間	60 円
第 52 計算期間	60 円
第 53 計算期間	60 円
第 54 計算期間	60 円
第 55 計算期間	60 円
第 56 計算期間	60 円
第 57 計算期間	60 円
第 58 計算期間	60 円
第 59 計算期間	60 円
第 60 計算期間	60 円
第 61 計算期間	60 円
第 62 計算期間	60 円
第 63 計算期間	60 円
第 64 計算期間	60 円
第 65 計算期間	60 円
第 66 計算期間	60 円
第 67 計算期間	60 円
第 68 計算期間	60 円
第 69 計算期間	60 円
第 70 計算期間	60 円
第 71 計算期間	60 円
第 72 計算期間	60 円
第 73 計算期間	60 円
第 74 計算期間	60 円
第 75 計算期間	60 円
第 76 計算期間	60 円
第 77 計算期間	60 円
第 78 計算期間	60 円
第 79 計算期間	60 円
第 80 計算期間	60 円
第 81 計算期間	60 円
第 82 計算期間	60 円
第 83 計算期間	60 円
第 84 計算期間	60 円
第 85 計算期間	60 円
第 86 計算期間	60 円
第 87 計算期間	60 円
第 88 計算期間	60 円
第 89 計算期間	60 円
第 90 計算期間	60 円
第 91 計算期間	60 円

第 92 計算期間	60 円
第 93 計算期間	60 円
第 94 計算期間	60 円
第 95 計算期間	60 円
第 96 計算期間	60 円
第 97 計算期間	60 円
第 98 計算期間	60 円
第 99 計算期間	60 円
第 100 計算期間	60 円
第 101 計算期間	60 円
第 102 計算期間	60 円
第 103 計算期間	60 円
第 104 計算期間	60 円
第 105 計算期間	60 円
第 106 計算期間	60 円
第 107 計算期間	60 円
第 108 計算期間	60 円
第 109 計算期間	60 円
第 110 計算期間	60 円
第 111 計算期間	60 円
第 112 計算期間	40 円
第 113 計算期間	40 円
第 114 計算期間	40 円
第 115 計算期間	40 円
第 116 計算期間	40 円
第 117 計算期間	40 円
第 118 計算期間	40 円
第 119 計算期間	40 円
第 120 計算期間	40 円
第 121 計算期間	40 円
第 122 計算期間	40 円
第 123 計算期間	40 円
第 124 計算期間	40 円
第 125 計算期間	40 円
第 126 計算期間	40 円
第 127 計算期間	25 円
第 128 計算期間	25 円
第 129 計算期間	25 円
第 130 計算期間	25 円
第 131 計算期間	25 円
第 132 計算期間	25 円

第 133 計算期間	25 円
第 134 計算期間	25 円
第 135 計算期間	25 円
第 136 計算期間	25 円
第 137 計算期間	25 円
第 138 計算期間	25 円
第 139 計算期間	25 円
第 140 計算期間	25 円
第 141 計算期間	25 円
第 142 計算期間	25 円
第 143 計算期間	25 円
第 144 計算期間	25 円
第 145 計算期間	25 円
第 146 計算期間	25 円
第 147 計算期間	25 円
第 148 計算期間	25 円
第 149 計算期間	25 円
第 150 計算期間	25 円
第 151 計算期間	25 円
第 152 計算期間	25 円
第 153 計算期間	25 円
第 154 計算期間	25 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 35 計算期間	1. 01
第 36 計算期間	0. 91
第 37 計算期間	2. 87
第 38 計算期間	4. 67
第 39 計算期間	3. 40
第 40 計算期間	7. 66
第 41 計算期間	3. 58
第 42 計算期間	2. 39
第 43 計算期間	6. 51
第 44 計算期間	2. 57
第 45 計算期間	△11. 46
第 46 計算期間	2. 22
第 47 計算期間	△6. 65
第 48 計算期間	2. 82
第 49 計算期間	1. 38

第 50 計算期間	1. 00
第 51 計算期間	1. 99
第 52 計算期間	△0. 31
第 53 計算期間	△0. 98
第 54 計算期間	0. 63
第 55 計算期間	2. 23
第 56 計算期間	0. 87
第 57 計算期間	0. 08
第 58 計算期間	0. 88
第 59 計算期間	2. 14
第 60 計算期間	3. 62
第 61 計算期間	△1. 04
第 62 計算期間	9. 52
第 63 計算期間	△0. 52
第 64 計算期間	0. 86
第 65 計算期間	0. 04
第 66 計算期間	△0. 30
第 67 計算期間	1. 46
第 68 計算期間	△0. 04
第 69 計算期間	△0. 14
第 70 計算期間	0. 10
第 71 計算期間	△6. 43
第 72 計算期間	△3. 34
第 73 計算期間	3. 60
第 74 計算期間	1. 73
第 75 計算期間	△1. 37
第 76 計算期間	△3. 60
第 77 計算期間	△2. 51
第 78 計算期間	3. 44
第 79 計算期間	△0. 04
第 80 計算期間	△2. 27
第 81 計算期間	△3. 06
第 82 計算期間	3. 30
第 83 計算期間	△3. 60
第 84 計算期間	0. 15
第 85 計算期間	1. 29
第 86 計算期間	0. 69
第 87 計算期間	5. 93
第 88 計算期間	△1. 74
第 89 計算期間	0. 68
第 90 計算期間	△0. 01

第 91 計算期間	△0. 56
第 92 計算期間	2. 47
第 93 計算期間	0. 78
第 94 計算期間	0. 27
第 95 計算期間	△1. 51
第 96 計算期間	4. 16
第 97 計算期間	0. 59
第 98 計算期間	△0. 52
第 99 計算期間	2. 21
第 100 計算期間	△0. 44
第 101 計算期間	△4. 37
第 102 計算期間	△1. 37
第 103 計算期間	1. 40
第 104 計算期間	△0. 71
第 105 計算期間	△1. 72
第 106 計算期間	△0. 24
第 107 計算期間	△0. 85
第 108 計算期間	0. 73
第 109 計算期間	△1. 78
第 110 計算期間	2. 97
第 111 計算期間	△0. 69
第 112 計算期間	0. 52
第 113 計算期間	2. 64
第 114 計算期間	1. 13
第 115 計算期間	1. 08
第 116 計算期間	△2. 55
第 117 計算期間	1. 28
第 118 計算期間	2. 75
第 119 計算期間	△1. 65
第 120 計算期間	1. 61
第 121 計算期間	1. 68
第 122 計算期間	0. 33
第 123 計算期間	1. 19
第 124 計算期間	1. 58
第 125 計算期間	0. 92
第 126 計算期間	△8. 07
第 127 計算期間	0. 71
第 128 計算期間	3. 33
第 129 計算期間	0. 82
第 130 計算期間	1. 56
第 131 計算期間	0. 25

第 132 計算期間	△0.07
第 133 計算期間	0.64
第 134 計算期間	1.46
第 135 計算期間	0.10
第 136 計算期間	0.43
第 137 計算期間	0.62
第 138 計算期間	△0.44
第 139 計算期間	△0.71
第 140 計算期間	1.72
第 141 計算期間	0.78
第 142 計算期間	△0.67
第 143 計算期間	△0.74
第 144 計算期間	0.05
第 145 計算期間	3.03
第 146 計算期間	0.12
第 147 計算期間	△0.17
第 148 計算期間	△0.57
第 149 計算期間	0.58
第 150 計算期間	2.67
第 151 計算期間	3.71
第 152 計算期間	△3.72
第 153 計算期間	4.81
第 154 計算期間	0.17

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 35 計算期間	57,151,368	159,468,192	8,531,674,242
第 36 計算期間	58,665,961	198,178,101	8,392,162,102
第 37 計算期間	42,240,799	194,653,641	8,239,749,260
第 38 計算期間	42,757,919	626,579,026	7,655,928,153
第 39 計算期間	97,154,499	702,995,962	7,050,086,690
第 40 計算期間	138,648,344	936,622,877	6,252,112,157
第 41 計算期間	217,726,438	435,876,436	6,033,962,159
第 42 計算期間	150,256,783	321,090,705	5,863,128,237
第 43 計算期間	198,852,321	612,125,429	5,449,855,129
第 44 計算期間	582,931,051	234,364,317	5,798,421,863
第 45 計算期間	323,053,926	198,048,124	5,923,427,665
第 46 計算期間	50,151,572	139,378,759	5,834,200,478
第 47 計算期間	49,885,154	228,583,850	5,655,501,782

第 48 計算期間	36,054,929	235,726,022	5,455,830,689
第 49 計算期間	68,374,603	245,118,599	5,279,086,693
第 50 計算期間	123,804,582	185,876,591	5,217,014,684
第 51 計算期間	105,535,699	284,007,507	5,038,542,876
第 52 計算期間	90,966,132	114,676,652	5,014,832,356
第 53 計算期間	41,452,264	96,703,585	4,959,581,035
第 54 計算期間	107,759,941	161,662,192	4,905,678,784
第 55 計算期間	254,750,100	119,587,318	5,040,841,566
第 56 計算期間	97,539,426	159,138,934	4,979,242,058
第 57 計算期間	42,896,016	299,151,589	4,722,986,485
第 58 計算期間	96,980,746	111,872,693	4,708,094,538
第 59 計算期間	126,636,484	121,597,407	4,713,133,615
第 60 計算期間	115,715,261	591,619,279	4,237,229,597
第 61 計算期間	109,024,597	66,637,637	4,279,616,557
第 62 計算期間	110,815,616	296,542,301	4,093,889,872
第 63 計算期間	139,224,687	242,119,006	3,990,995,553
第 64 計算期間	72,936,101	133,387,796	3,930,543,858
第 65 計算期間	71,345,570	138,798,079	3,863,091,349
第 66 計算期間	200,503,189	151,774,292	3,911,820,246
第 67 計算期間	99,494,321	74,208,705	3,937,105,862
第 68 計算期間	57,033,117	52,453,158	3,941,685,821
第 69 計算期間	113,204,862	104,360,516	3,950,530,167
第 70 計算期間	59,644,047	45,048,777	3,965,125,437
第 71 計算期間	81,172,605	258,977,196	3,787,320,846
第 72 計算期間	29,579,189	104,479,229	3,712,420,806
第 73 計算期間	49,417,686	42,572,937	3,719,265,555
第 74 計算期間	22,058,005	68,537,149	3,672,786,411
第 75 計算期間	24,927,100	144,622,138	3,553,091,373
第 76 計算期間	22,071,219	48,688,114	3,526,474,478
第 77 計算期間	19,220,410	44,251,497	3,501,443,391
第 78 計算期間	18,013,152	22,324,926	3,497,131,617
第 79 計算期間	17,469,065	33,913,307	3,480,687,375
第 80 計算期間	13,597,574	19,170,958	3,475,113,991
第 81 計算期間	16,761,704	44,706,773	3,447,168,922
第 82 計算期間	20,528,702	66,163,346	3,401,534,278
第 83 計算期間	19,165,783	31,061,324	3,389,638,737
第 84 計算期間	15,197,984	64,235,326	3,340,601,395
第 85 計算期間	16,551,256	25,624,418	3,331,528,233
第 86 計算期間	17,143,733	44,450,764	3,304,221,202
第 87 計算期間	18,624,238	69,160,399	3,253,685,041
第 88 計算期間	36,724,382	59,046,437	3,231,362,986

第 89 計算期間	33,966,409	54,084,643	3,211,244,752
第 90 計算期間	42,972,932	60,281,538	3,193,936,146
第 91 計算期間	27,830,519	29,601,719	3,192,164,946
第 92 計算期間	24,714,074	42,772,669	3,174,106,351
第 93 計算期間	30,877,425	42,248,123	3,162,735,653
第 94 計算期間	33,832,642	55,941,694	3,140,626,601
第 95 計算期間	48,220,812	24,089,804	3,164,757,609
第 96 計算期間	47,204,782	40,256,212	3,171,706,179
第 97 計算期間	21,576,500	121,262,676	3,072,020,003
第 98 計算期間	48,949,545	30,926,780	3,090,042,768
第 99 計算期間	28,090,652	34,646,048	3,083,487,372
第 100 計算期間	39,231,264	73,116,356	3,049,602,280
第 101 計算期間	53,821,665	60,945,768	3,042,478,177
第 102 計算期間	24,237,465	81,711,803	2,985,003,839
第 103 計算期間	35,496,018	30,335,985	2,990,163,872
第 104 計算期間	17,606,510	18,031,389	2,989,738,993
第 105 計算期間	22,967,200	34,275,678	2,978,430,515
第 106 計算期間	19,475,924	37,276,144	2,960,630,295
第 107 計算期間	15,806,838	27,648,136	2,948,788,997
第 108 計算期間	17,326,260	53,836,440	2,912,278,817
第 109 計算期間	21,222,585	21,796,706	2,911,704,696
第 110 計算期間	21,552,962	36,088,508	2,897,169,150
第 111 計算期間	29,729,425	75,887,394	2,851,011,181
第 112 計算期間	19,179,461	9,963,519	2,860,227,123
第 113 計算期間	39,099,777	57,593,800	2,841,733,100
第 114 計算期間	21,831,416	46,174,606	2,817,389,910
第 115 計算期間	16,264,047	22,703,310	2,810,950,647
第 116 計算期間	19,225,757	18,158,309	2,812,018,095
第 117 計算期間	24,406,440	14,765,832	2,821,658,703
第 118 計算期間	11,034,902	25,917,382	2,806,776,223
第 119 計算期間	26,532,785	40,481,925	2,792,827,083
第 120 計算期間	10,008,544	21,258,229	2,781,577,398
第 121 計算期間	16,768,354	44,423,214	2,753,922,538
第 122 計算期間	12,230,782	66,262,961	2,699,890,359
第 123 計算期間	22,123,505	68,484,791	2,653,529,073
第 124 計算期間	26,858,096	62,916,678	2,617,470,491
第 125 計算期間	306,661,777	39,831,612	2,884,300,656
第 126 計算期間	22,395,906	21,480,158	2,885,216,404
第 127 計算期間	34,347,973	21,723,860	2,897,840,517
第 128 計算期間	11,185,251	24,172,021	2,884,853,747
第 129 計算期間	7,591,762	54,383,306	2,838,062,203

第 130 計算期間	15, 210, 366	47, 822, 975	2, 805, 449, 594
第 131 計算期間	8, 028, 210	49, 070, 754	2, 764, 407, 050
第 132 計算期間	14, 151, 527	23, 347, 768	2, 755, 210, 809
第 133 計算期間	9, 762, 009	26, 925, 981	2, 738, 046, 837
第 134 計算期間	7, 702, 512	42, 005, 175	2, 703, 744, 174
第 135 計算期間	10, 584, 687	70, 050, 100	2, 644, 278, 761
第 136 計算期間	13, 965, 985	34, 005, 482	2, 624, 239, 264
第 137 計算期間	22, 216, 740	37, 201, 573	2, 609, 254, 431
第 138 計算期間	12, 148, 032	22, 657, 761	2, 598, 744, 702
第 139 計算期間	11, 780, 164	28, 180, 617	2, 582, 344, 249
第 140 計算期間	17, 807, 770	48, 449, 844	2, 551, 702, 175
第 141 計算期間	6, 781, 618	35, 114, 981	2, 523, 368, 812
第 142 計算期間	8, 916, 513	34, 541, 674	2, 497, 743, 651
第 143 計算期間	7, 582, 087	17, 414, 869	2, 487, 910, 869
第 144 計算期間	8, 758, 526	50, 178, 605	2, 446, 490, 790
第 145 計算期間	7, 617, 481	32, 489, 159	2, 421, 619, 112
第 146 計算期間	8, 722, 702	63, 088, 861	2, 367, 252, 953
第 147 計算期間	5, 844, 657	426, 790, 345	1, 946, 307, 265
第 148 計算期間	7, 101, 175	36, 941, 892	1, 916, 466, 548
第 149 計算期間	8, 582, 634	16, 521, 082	1, 908, 528, 100
第 150 計算期間	5, 998, 272	16, 869, 261	1, 897, 657, 111
第 151 計算期間	11, 580, 106	32, 032, 939	1, 877, 204, 278
第 152 計算期間	16, 103, 432	11, 391, 725	1, 881, 915, 985
第 153 計算期間	6, 170, 246	10, 274, 807	1, 877, 811, 424
第 154 計算期間	8, 653, 039	29, 219, 674	1, 857, 244, 789

(参考)

アジア・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和 4 年 7 月 29 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	マレーシア	277, 008, 326	17. 93
	シンガポール	249, 716, 527	16. 16
	インドネシア	218, 602, 930	14. 15
	韓国	190, 278, 420	12. 32
	インド	175, 625, 113	11. 37
	タイ	118, 737, 917	7. 69
	フィリピン	116, 096, 282	7. 51

	中国	60,096,261	3.89
	小計	1,406,161,776	91.01
特殊債券	中国	61,239,630	3.96
社債券	アメリカ	22,648,536	1.47
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	55,002,088	3.56
純資産総額		1,545,052,030	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 4 年 7 月 29 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
インドネ シア	国債証券	6.625 INDONESIA 330515	22,000,000,000	0.85	188,386,198	0.86	189,569,380	6.625000	2033/5/15	12.27
フィリピン	国債証券	6.25 PHILIPPI (GL) 360114	50,000,000	231.78	115,892,606	232.19	116,096,282	6.250000	2036/1/14	7.51
韓国	国債証券	2.375 KOREA TREAS 281210	1,000,000,000	9.83	98,309,598	9.90	99,017,244	2.375000	2028/12/10	6.41
マレーシ ア	国債証券	4.232MALAYSIAGOV T310630	3,000,000	3,045.36	91,360,995	3,073.51	92,205,593	4.232000	2031/6/30	5.97
マレーシ ア	国債証券	3.899 MALAYSIAGOV 271116	3,000,000	3,033.32	90,999,663	3,042.13	91,264,133	3.899000	2027/11/16	5.91
韓国	国債証券	1.375 KOREA TREAS 291210	1,000,000,000	9.08	90,840,594	9.12	91,261,176	1.375000	2029/12/10	5.91
インド	国債証券	8.28 INDIA GOVT 320215	50,000,000	178.50	89,250,000	180.71	90,355,000	8.280000	2032/2/15	5.85
インド	国債証券	7.26 INDIA GOVT 290114	50,000,000	170.14	85,070,992	170.54	85,270,113	7.260000	2029/1/14	5.52
シンガポ ール	国債証券	3.375 SINGAPORG OV330901	800,000	10,195.02	81,560,160	10,349.16	82,793,319	3.375000	2033/9/1	5.36
タイ	国債証券	3.775 THAILAND 320625	20,000,000	402.24	80,448,946	405.11	81,022,795	3.775000	2032/6/25	5.24
シンガポ ール	国債証券	2.875SINGAPORG OVT300901	800,000	9,780.39	78,243,120	9,882.82	79,062,624	2.875000	2030/9/1	5.12
シンガポ ール	国債証券	3 SINGAPORG OVT240901	800,000	9,784.58	78,276,680	9,831.36	78,650,920	3.000000	2024/9/1	5.09
タイ	国債証券	2.875 THAILAND 281217	10,000,000	374.07	37,407,892	377.15	37,715,122	2.875000	2028/12/17	2.44
マレーシ ア	国債証券	4.893 MALAYSIAG OV380608	1,000,000	3,112.34	31,123,486	3,171.22	31,712,228	4.893000	2038/6/8	2.05
マレーシ ア	国債証券	4.498 MALAYSIAG OV300415	1,000,000	3,107.70	31,077,062	3,132.52	31,325,216	4.498000	2030/4/15	2.03
マレーシ ア	国債証券	3.882 MALAYSIAG OV250314	1,000,000	3,048.36	30,483,664	3,050.11	30,501,156	3.882000	2025/3/14	1.97
インドネ シア	国債証券	8.375 INDONESIA 260915	3,000,000,000	0.97	29,177,967	0.96	29,033,550	8.375000	2026/9/15	1.88
アメリカ	社債券	3 PERUSAHAAN 300630	200,000	11,027.45	22,054,906	11,324.26	22,648,536	3.000000	2030/6/30	1.47
中国	特殊債券	3.43 CHINA DEV 270114	1,000,000	2,046.71	20,467,130	2,048.13	20,481,389	3.430000	2027/1/14	1.33

中国	特殊債券	3.35 AGRICUL DEV 260324	1,000,000	2,039.66	20,396,669	2,039.52	20,395,267	3.350000	2026/3/24	1.32
中国	特殊債券	3.26 EXPORT-IMPOR 270224	1,000,000	2,034.51	20,345,174	2,036.29	20,362,974	3.260000	2027/2/24	1.32
中国	国債証券	3.01 CHINA GOVT 280513	1,000,000	2,032.70	20,327,031	2,031.17	20,311,717	3.010000	2028/5/13	1.31
中国	国債証券	2.8 CHINA GOVT 290324	1,000,000	2,001.66	20,016,648	1,998.88	19,988,882	2.800000	2029/3/24	1.29
中国	国債証券	2.37 CHINA GOVT 270120	1,000,000	1,979.21	19,792,146	1,979.56	19,795,662	2.370000	2027/1/20	1.28
シンガポ ール	国債証券	1.25 SINGAPORGVT 261101	100,000	9,151.12	9,151,128	9,209.66	9,209,664	1.250000	2026/11/1	0.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 7 月 29 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	91.01
特殊債券	3.96
社債券	1.47
合計	96.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

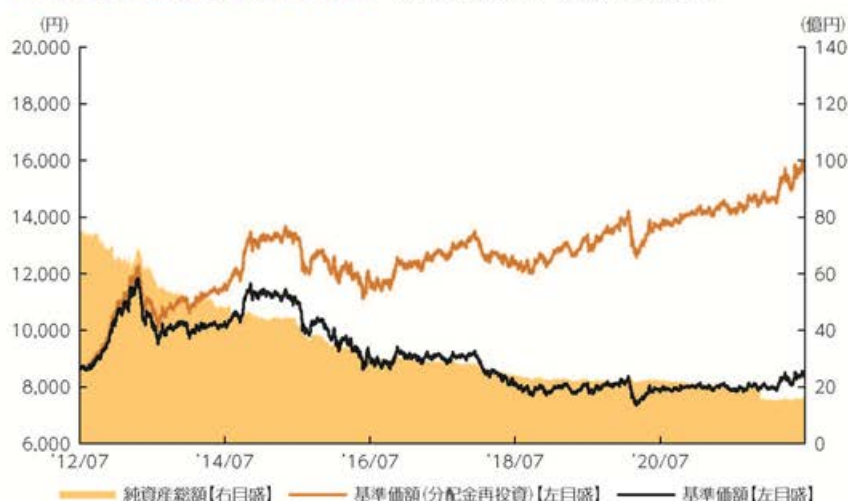
《参考情報》



運用実績

2022年7月29日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2012年7月31日～2022年7月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	8,354円
純資産総額	15.4億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2022年 7 月	25円
2022年 6 月	25円
2022年 5 月	25円
2022年 4 月	25円
2022年 3 月	25円
2022年 2 月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	7,740円

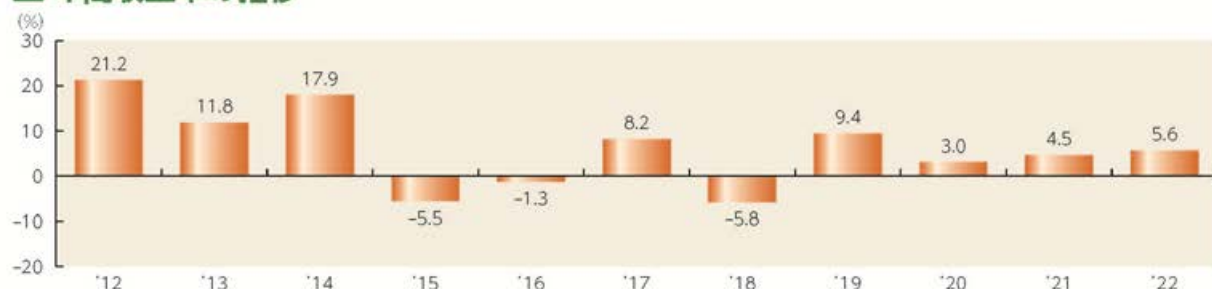
•分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	90.7%	1 マレーシアリンギット	18.0%	1 6.625 INDONESIA 330515	国債	インドネシア	12.2%
特殊債	4.0%	2 インドネシアルピア	17.5%	2 6.25 PHILIPPI(GL) 360114	国債	フィリピン	7.5%
社債	1.5%	3 シンガポールドル	16.3%	3 2.375 KOREA TREAS 281210	国債	韓国	6.4%
		4 韓国ウォン	12.3%	4 4.232MALAYSIAGOV 310630	国債	マレーシア	5.9%
		5 インドルピー	11.5%	5 3.899 MALAYSIAGOV 271116	国債	マレーシア	5.9%
		6 中国元	7.9%	6 1.375 KOREA TREAS 291210	国債	韓国	5.9%
		7 フィリピンペソ	7.8%	7 8.28 INDIA GOVT 320215	国債	インド	5.8%
		8 タイバーツ	7.7%	8 7.26 INDIA GOVT 290114	国債	インド	5.5%
コールローン他 (負債控除後)	3.8%	9 アメリカドル	0.6%	9 3.375 SINGAPOREGOV 330901	国債	シンガポール	5.3%
合計	100.0%	10 円	0.4%	10 3.775 THAILAND 320625	国債	タイ	5.2%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2022年は年初から7月29日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みできません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

香港の銀行の休業日

香港取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが

完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

香港の銀行の休業日

香港取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して 6 営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の 9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限 (2009 年 9 月 28 日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月 23 日から翌月 22 日までとします。(ただし、第 1 計算期間は 2009 年 9 月 28 日から 2009 年 10 月 22 日までとなります。)

ただし、各計算期間終了日に該当する日 (以下「該当日」といいます。) が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 30 億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥ 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年1月および7月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 4 年 1 月 25 日から令和 4 年 7 月 22 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年9月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和4年1月25日から令和4年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和4年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4 年 1 月 24 日現在]	当期 [令和 4 年 7 月 22 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,588,218	13,080,298
親投資信託受益証券	1,512,952,850	1,558,667,719
未収入金	3,109,630	7,239,791
流動資産合計	1,527,650,698	1,578,987,808
資産合計	1,527,650,698	1,578,987,808
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,791,166	4,643,111
未払解約金	3,032,392	8,798,849
未払受託者報酬	61,889	57,040
未払委託者報酬	2,258,929	2,081,934
未払利息	20	23
その他未払費用	6,179	5,693
流動負債合計	10,150,575	15,586,650
負債合計	10,150,575	15,586,650
純資産の部		
元本等		
元本	1,916,466,548	1,857,244,789
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△398,966,425	△293,843,631
（分配準備積立金）	105,843	84,091
元本等合計	1,517,500,123	1,563,401,158
純資産合計	1,517,500,123	1,563,401,158
負債純資産合計	1,527,650,698	1,578,987,808

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3 年 7 月 27 日 至 令和 4 年 1 月 24 日	当期 自 令和 4 年 1 月 25 日 至 令和 4 年 7 月 22 日
営業収益		
有価証券売買等損益	47,366,594	135,320,686
営業収益合計	47,366,594	135,320,686
営業費用		
支払利息	2,352	1,948
受託者報酬	407,244	334,206

委託者報酬	14,864,054	12,198,706
その他費用	40,659	33,360
営業費用合計	15,314,309	12,568,220
営業利益又は営業損失（△）	32,052,285	122,752,466
経常利益又は経常損失（△）	32,052,285	122,752,466
当期純利益又は当期純損失（△）	32,052,285	122,752,466
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,066,275	570,869
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△515,906,130	△398,966,425
剰余金増加額又は欠損金減少額	126,025,219	21,430,624
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	126,025,219	21,430,624
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,238,958	10,238,527
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,238,958	10,238,527
分配金	33,965,116	28,250,900
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△398,966,425	△293,843,631

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年１月２２日および７月２２日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和４年１月２５日から令和４年７月２２日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和４年１月２４日現在]	当期 [令和４年７月２２日現在]
１．期首元本額	2,497,743,651 円	1,916,466,548 円
期中追加設定元本額	45,626,628 円	57,087,729 円
期中一部解約元本額	626,903,731 円	116,309,488 円
２．元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	398,966,425 円	293,843,631 円
３．受益権の総数	1,916,466,548 口	1,857,244,789 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3 年 7 月 27 日 至 令和 4 年 1 月 24 日			当期 自 令和 4 年 1 月 25 日 至 令和 4 年 7 月 22 日		
1. 分配金の計算過程 第 143 期 令和 3 年 7 月 27 日 令和 3 年 8 月 23 日			1. 分配金の計算過程 第 149 期 令和 4 年 1 月 25 日 令和 4 年 2 月 22 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3, 824, 159 円	費用控除後の配当等収益額	A	3, 960, 544 円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	—円

後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	70,593,848 円
分配準備積立金額	D	48,440 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	74,466,447 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,487,910,869 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	299 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,219,777 円

第 144 期

令和 3 年 8 月 24 日

令和 3 年 9 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,012,874 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	66,985,074 円
分配準備積立金額	D	138,993 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,136,941 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,446,490,790 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	290 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,116,226 円

第 145 期

令和 3 年 9 月 23 日

令和 3 年 10 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,035,620 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	64,135,629 円
分配準備積立金額	D	234,851 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,406,100 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,421,619,112 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	290 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,054,047 円

第 146 期

令和 3 年 10 月 23 日

令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,366,928 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	62,712,289 円
分配準備積立金額	D	232,078 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,311,295 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,367,252,953 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	284 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,918,132 円

第 147 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 22 日

項目		
----	--	--

後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	46,967,476 円
分配準備積立金額	D	105,349 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,033,369 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,908,528,100 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	267 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,771,320 円

第 150 期

令和 4 年 2 月 23 日

令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,965,339 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	45,950,409 円
分配準備積立金額	D	85,400 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,001,148 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,897,657,111 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	268 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,744,142 円

第 151 期

令和 4 年 3 月 23 日

令和 4 年 4 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,699,032 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	45,477,644 円
分配準備積立金額	D	309,258 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,485,934 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,877,204,278 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	274 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,693,010 円

第 152 期

令和 4 年 4 月 23 日

令和 4 年 5 月 23 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,206,270 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	45,635,295 円
分配準備積立金額	D	1,334,779 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	50,176,344 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,881,915,985 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	266 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,704,789 円

第 153 期

令和 4 年 5 月 24 日

令和 4 年 6 月 22 日

項目		
----	--	--

費用控除後の配当等収益額	A	2,935,235 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	50,402,534 円
分配準備積立金額	D	684,392 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,022,161 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,946,307,265 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	277 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,865,768 円
第 148 期 令和 3 年 12 月 23 日 令和 4 年 1 月 24 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,617,416 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	48,300,420 円
分配準備積立金額	D	129,713 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,047,549 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,916,466,548 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	271 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,791,166 円

費用控除後の配当等収益額	A	5,073,823 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	45,356,615 円
分配準備積立金額	D	27,728 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	50,458,166 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,877,811,424 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	268 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,694,528 円
第 154 期 令和 4 年 6 月 23 日 令和 4 年 7 月 22 日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,168,630 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	44,874,098 円
分配準備積立金額	D	444,226 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,486,954 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,857,244,789 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	261 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,643,111 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 7 月 27 日 至 令和 4 年 1 月 24 日	当期 自 令和 4 年 1 月 25 日 至 令和 4 年 7 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 1 月 24 日現在]	当期 [令和 4 年 7 月 22 日現在]
----	---------------------------	---------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 1 月 24 日現在]	当期 [令和 4 年 7 月 22 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△6,565,852	5,078,292
合計	△6,565,852	5,078,292

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 1 月 24 日現在]	当期 [令和 4 年 7 月 22 日現在]
1口当たり純資産額	0.7918 円	0.8418 円
(1万口当たり純資産額)	(7,918 円)	(8,418 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
-----	-----	----	-----	----

親投資信託受益証券	アジア・ソブリン・オープン マザーファンド	652,435,211	1,558,667,719	
合計		652,435,211	1,558,667,719	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年7月22日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	30,283,023
コール・ローン	10,099,945
国債証券	1,422,491,654
特殊債券	62,296,256
社債券	22,502,197
未収利息	18,199,429
前払費用	624,214
流動資産合計	1,566,496,718
資産合計	1,566,496,718
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	612,464
未払解約金	7,239,791
未払利息	17
流動負債合計	7,852,272
負債合計	7,852,272
純資産の部	
元本等	
元本	652,435,211
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	906,209,235
元本等合計	1,558,644,446
純資産合計	1,558,644,446

負債純資産合計	1, 566, 496, 718
---------	------------------

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 直物為替先渡取引は原則として価格情報会社の提供する価額で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 7 月 22 日現在]
1. 期首	令和 4 年 1 月 25 日
期首元本額	691, 445, 935 円
期中追加設定元本額	11, 000, 861 円
期中一部解約元本額	50, 011, 585 円
元本の内訳※	
アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）	652, 435, 211 円
合計	652, 435, 211 円
2. 受益権の総数	652, 435, 211 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4 年 1 月 25 日 至 令和 4 年 7 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、直物為替先渡取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックしております。

ードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 7 月 22 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 7 月 22 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△80,331,874
特殊債券	△268,611
社債券	△1,449,624
合計	△82,050,109

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 (直物為替先渡取引)

[令和 4 年 7 月 22 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引 買建 インドネシアルピア	22,935,780	—	22,323,316	△612,464
合計		22,935,780	—	22,323,316	△612,464

(注) 時価の算定方法

価格情報会社の提供する価額で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 7 月 22 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	2. 3890 円 (23, 890 円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	社債券	3 PERUSAHAAN 300630	200, 000. 00	163, 843. 00	
アメリカドル合計			200, 000. 00	163, 843. 00 (22, 502, 197)	
シンガポールドル	国債証券	1. 25 SINGAPORGOVT 261101	300, 000. 00	281, 400. 00	
		2. 875SINGAPORGOVT 300901	800, 000. 00	802, 000. 00	
		3 SINGAPORGOVT 240901	800, 000. 00	802, 344. 00	
		3. 375 SINGAPORGOV 330901	800, 000. 00	836, 000. 00	
シンガポールドル合計			2, 700, 000. 00	2, 721, 744. 00 (268, 826, 654)	
マレーシアリングット	国債証券	3. 882 MALAYSIAGOV 250314	1, 000, 000. 00	1, 008, 151. 00	
		3. 899 MALAYSIAGOV 271116	3, 000, 000. 00	3, 009, 526. 80	
		4. 232MALAYSIAGOV 310630	3, 000, 000. 00	3, 021, 476. 70	
		4. 498 MALAYSIAGOV 300415	1, 000, 000. 00	1, 027, 775. 80	
		4. 893 MALAYSIAGOV 380608	1, 000, 000. 00	1, 029, 311. 10	
マレーシアリングット合計			9, 000, 000. 00	9, 096, 241. 40 (280, 603, 583)	
タイバーツ	国債証券	2. 875 THAILAND 281217	10, 000, 000. 00	10, 192, 886. 00	
		3. 775 THAILAND 320625	20, 000, 000. 00	21, 920, 694. 00	
タイバーツ合計			30, 000, 000. 00	32, 113, 580. 00 (119, 462, 517)	
フィリピンペソ	国債証券	6. 25 PHILIPPI (GL) 360114	50, 000, 000. 00	48, 100, 193. 50	
フィリピンペソ合計			50, 000, 000. 00	48, 100, 193. 50 (117, 186, 501)	
インドネシアルピア	国債証券	5. 5 INDONESIA 260415	1, 000, 000, 000. 00	963, 540, 000. 00	
		6. 5 INDONESIA 250615	1, 000, 000, 000. 00	1, 005, 770, 000. 00	

		6. 625 INDONESIA 330515	22, 000, 000, 000. 00	20, 701, 780, 000. 00	
		7 INDONESIA 270515	1, 000, 000, 000. 00	1, 009, 100, 000. 00	
		8. 375 INDONESIA 260915	3, 000, 000, 000. 00	3, 206, 370, 000. 00	
インドネシアルピア合計			28, 000, 000, 000. 00	26, 886, 560, 000. 00 (247, 356, 352)	
韓国ウォン	国債証券	1. 375 KOREA TREAS 291210	1, 000, 000, 000. 00	874, 307, 930. 00	
		2. 375 KOREA TREAS 281210	1, 000, 000, 000. 00	946, 194, 400. 00	
韓国ウォン合計			2, 000, 000, 000. 00	1, 820, 502, 330. 00 (190, 970, 694)	
インドルピー	国債証券	7. 26 INDIA GOVT 290114	50, 000, 000. 00	50, 041, 760. 00	
		8. 28 INDIA GOVT 320215	50, 000, 000. 00	52, 500, 000. 00	
インドルピー合計			100, 000, 000. 00	102, 541, 760. 00 (177, 397, 244)	
中国元	国債証券	3. 01 CHINA GOVT 280513	1, 000, 000. 00	1, 019, 420. 00	
	国債証券 小計		1, 000, 000. 00	1, 019, 420. 00 (20, 688, 109)	
	特殊債券	3. 26 EXPORT-IMPOR 270224	1, 000, 000. 00	1, 020, 329. 90	
		3. 35 AGRICUL DEV 260324	1, 000, 000. 00	1, 022, 912. 40	
		3. 43 CHINA DEV 270114	1, 000, 000. 00	1, 026, 446. 10	
	特殊債券 小計		3, 000, 000. 00	3, 069, 688. 40 (62, 296, 256)	
	中国元合計			4, 000, 000. 00	4, 089, 108. 40 (82, 984, 365)
合計				1, 507, 290, 107 (1, 507, 290, 107)	

(注 1) 通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	社債券 1 銘柄	100. 00%	1. 49%
シンガポールドル	国債証券 4 銘柄	100. 00%	17. 84%
マレーシアリングット	国債証券 5 銘柄	100. 00%	18. 62%
タイバーツ	国債証券 2 銘柄	100. 00%	7. 93%
フィリピンペソ	国債証券 1 銘柄	100. 00%	7. 77%
インドネシアルピア	国債証券 5 銘柄	100. 00%	16. 41%

韓国ウォン	国債証券	2 銘柄	100.00%	12.67%
インドルピー	国債証券	2 銘柄	100.00%	11.77%
中国元	国債証券	1 銘柄	24.93%	1.37%
	特殊債券	3 銘柄	75.07%	4.13%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和4年7月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,551,164,515
II 負債総額	1,397,996
III 純資産総額 (I - II)	1,549,766,519
IV 発行済口数	1,855,174,987口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.8354
(10,000口当たり)	(8,354)

(参考)

アジア・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和4年7月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,586,409,845
II 負債総額	41,357,815
III 純資産総額 (I - II)	1,545,052,030
IV 発行済口数	651,520,914口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	2.3715
(10,000口当たり)	(23,715)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、

211,581 株を発行済です。最近 5 年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に關係する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に關係する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022 年 7 月 29 日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数	純資産総額
------	-----	-------

	(本)	(百万円)
追加型株式投資信託	899	20,193,882
追加型公社債投資信託	16	1,402,272
単位型株式投資信託	95	483,049
単位型公社債投資信託	52	161,964
合 計	1,062	22,241,167

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	※2 2,726	※2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	※2 65,808	※2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費	-	76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780
その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	※1 536	※1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2 4,755,427	※2 5,366,608
法人税等調整額	△19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第 37 期（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和 2 年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号））が令和 2 年 3 月 31 日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 令和 2 年 3 月 31 日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 令和 3 年 8 月 12 日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は 484,886 千円減少、繰延税金資産は 148,472 千円減少、繰越利益剰余金は 336,414 千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 200,739 千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は 475,687 千円増加しております。

1 株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 31 号)の令和 3 年 6 月 17 日の改正は、令和元年 7 月 4 日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね 1 年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和 5 年 3 月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
建物	643,920 千円	805,250 千円
器具備品	1,545,179 千円	2,054,366 千円
投資不動産	151,833 千円	157,995 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
預金	40,328,414 千円	43,782,913 千円
未収収益	14,138 千円	13,741 千円
未払手数料	772,495 千円	836,105 千円
その他未払金	3,425,136 千円	3,887,520 千円
未払費用	349,222 千円	337,847 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
建物	-	2,599 千円
器具備品	536 千円	10,495 千円
計	536 千円	13,094 千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
支払手数料	5,128,270 千円	5,153,589 千円
受取利息	143 千円	7,377 千円
受取賃貸料	65,808 千円	65,808 千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898 千円	4,062,765 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 2)	科目	期末残高 (注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 2)	科目	期末残高 (注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

アジア・ソブリン・オープン マザーファンド（以下、この運用の基本方針において「親投資信託」といいます。）の受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 親投資信託受益証券を主要投資対象とします。
- ② 親投資信託受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - イ. ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。
 - ロ. 同一企業が発行する債券への実質投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - ハ. 同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。
- ④ 債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑦ 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- （1）親投資信託への投資割合は、制限を設けません。
- （2）株式への実質投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- （3）投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- （4）同一銘柄の株式への実質投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- （5）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- （6）有価証券先物取引等は、約款第 23 条の範囲で行います。
- （7）スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行います。
- （8）直物為替先渡取引は、約款第 32 条の範囲で行います。
- （9）外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
- （10）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. 収益分配方針

毎月 22 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算時には原則として分配を行いません。

（1）分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（2）分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

（3）留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 33 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 51 条第 1 項および第 2 項、第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項および第 55 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが

国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 31 条に規定する外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、同項の取得申込日がシンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

③ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込総金額（第 4 項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 第 4 項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、第 47 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 円単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止

することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 23 条ないし第 25 条および第 32 条に定めるものに限ります。）に係る権利
3. 約束手形
4. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（運用の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主として、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたアジア・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第14号の証券のうち投資法人債券および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託を除きます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間

において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。) および受託者の利害関係人、第 33 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条第 1 項ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条ないし第 25 条、第 27 条ないし第 29 条、第 31 条、第 32 条および第 36 条ないし第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条第 1 項ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条ないし第 25 条、第 27 条ないし第 29 条、第 31 条、第 32 条および第 36 条ないし第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融

商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託

財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、親投資信託の信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下本項において「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、親投資信託の信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑤ 前項において親投資信託の信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 25 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投

資信託の信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（直物為替先渡取引の運用指図・目的）

第 32 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 34 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 35 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 36 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第 37 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 38 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 39 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 40 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 41 条 この信託の計算期間は、毎月 23 日から翌月 22 日までとします。ただし、第 1 計算期間は 2009 年 9 月 28 日から 2009 年 10 月 22 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 42 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 43 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 44 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 150 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 45 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 46 条 受託者は、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日および第 47 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 49 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 47 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座

簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 49 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 48 条 受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 47 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第 49 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がシンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、当該請求はできないものとしします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。

⑤ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生したとき等には、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額としします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 50 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第 51 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の

1 または 30 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 52 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 56 条の規定にしたがいま

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 53 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 56 条第 2 項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 54 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 55 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 56 条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 56 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 57 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 58 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 49 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 51 条に規定する信託契約の解約または第 56 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 58 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条 第 47 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎

の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第32条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2009年9月28日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
委託者 国際投信投資顧問株式会社

大阪府中央区備後町2丁目2番1号
受託者 株式会社りそな銀行

